

○周南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

平成 28 年 12 月 26 日条例第 58 号

周南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 委員会の委員の定数は、19 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、32 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 7 月 24 日から施行する。

(周南市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定に関する条例の廃止)

2 周南市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定に関する条例（平成 17 年周南市条例第 15 号）は、廃止する。

(周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

3 周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成 15 年周南市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

(略)